

意見書案第5号

藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設することを求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和3年9月28日提出

提出者	綾瀬市議会議員	齊	藤	慶	吾
賛成者	同	井	上	賢	二
同	同	笠	間		昇
同	同	笠	間	功	治
同	同	内	山	恵	子
同	同	石	井	麻	理

藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設することを求める意見書

超高齢社会を迎え、成年後見関係事件をはじめとする家事事件は増加の一途をたどっている。成年後見のほか、離婚や相続など、家庭に関する事件を取り扱う裁判所は家庭裁判所だが、本市民が家庭に関する問題を抱え、裁判所を利用しようとする、横浜家庭裁判所本庁まで出向く必要がある。

本市でも、65歳以上の高齢者の占める割合が年々高くなっており、高齢化が進行している。今後も、成年後見関係事件や相続に関する問題が継続して発生することが見込まれ、平成28年に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律においても、家庭裁判所の体制の整備が求められていることからすると、このような問題の解消は喫緊の課題と言える。

藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設して、成年後見関係事件の審判や離婚、相続の調停などを行えるようにし、本庁まで出向かなくても、身近な裁判所で家庭に関する問題を解決できるようにすべきである。

よって、国においては、藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設すること、そのための人的物的体制を確保し、その予算措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日

綾瀬市議会議長 橘 川 佳 彦

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 法務大臣
最高裁判所長官 あて

(提案理由)

藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設し、整備を求めるため、国会、政府関係機関及び最高裁判所に意見書を提出いたしたく提案するものであります。